

## 八戸工業高等専門学校産業技術振興会会則

### (名 称)

第1条 本会は、八戸工業高等専門学校産業技術振興会と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、事務局を八戸工業高等専門学校に置く。

### (目 的)

第3条 本会は、八戸工業高等専門学校（以下「八戸高専」という。）の教育研究に協力するとともに、会員相互の連携を密にして産業技術の振興を図り、地域社会の発展に資することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域産業の振興、発展に関すること。
- (2) 産官学の交流に関すること。
- (3) 八戸高専への奨学寄附金の斡旋に関すること。
- (4) 八戸高専の教育研究援助に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (会 員)

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同する団体、法人及び個人企業をもって組織する。

### (役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

### (役員を選任)

第7条 役員は、総会において会員のうちから選任する。

### (役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 3 理事は、重要事項を審議し、これを処理する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

- 第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

- 第10条 本会に顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、役員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
  - 3 顧問及び参与は、会長の要請に応じ、又は会議に出席し意見を述べるができる。

(総会)

- 第11条 総会は、定時総会と臨時総会とし、会長が招集し、議長となる。
- 2 定時総会は、原則として毎年6月に開催する。

(役員会)

- 第12条 役員会は、必要の都度、会長がこれを招集する。
- 2 役員会は、総会に提出する議案及び重要事項を審議する。

(経費)

- 第13条 本会の運営は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。
- 2 会費の額は、別に定める。

(事業年度)

- 第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

- 第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、役員会においてこれを定める。

附 則

この会則は、平成5年6月17日から施行する。

附 則 (平成26年6月20日一部改正)

この会則は、平成26年6月20日から施行する。

附 則 (平成27年6月24日一部改正)

この会則は、平成27年6月24日から施行する。

(会則第13条第2項関係)

八戸工業高等専門学校産業技術振興会における会費の額について

八戸工業高等専門学校産業技術振興会会則第13条第2項における会費は、1口年額3万円とし、1口以上で申込みものとする。